

(別紙)

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱

1 目 的

この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設（以下、「指定通所介護事業所等」という。）を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるものとする。

3 実施施設

本事業は、居住部門を指定通所介護事業所等に合わせ、又は当該事業所等の隣地に整備した小規模多機能施設（以下、「生活支援ハウス」という。）において実施するものとする。

4 利用対象者

居住部門の利用対象者は、原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものとする。

5 事業内容

- （1）高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。
- （2）居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- （3）居住部門の利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。
- （4）利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等を行うこと。

6 利用定員

居住部門の利用定員は、おおむね10人程度とする。ただし、20人を限度とする。

7 職員の配置等

- （1）指定通所介護事業所等の職員のほか、居住部門の利用人員に応じて、次に掲げる生活援助員を配置するものとする。
 - ア 利用人員5名以下の施設 常勤1名

イ 利用人員 6 名以上 10 名以下の施設 常勤 1 名、非常勤 1 名

ウ 利用人員 11 名以上の施設 常勤 2 名、非常勤 1 名

また、夜間帯については、宿直体制をとるものとする。

ただし、既に事業を実施している施設であって、職員の増員が困難な場合にあっては、当面の間、従前の取り扱いにより事業を実施することができるものとする。この場合であっても、極力早期に職員の増員に努めるものとする。

なお、利用人員は、当該年度の前年度の平均を用いることとするが、新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した場合など、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用人員を推定するものとする。

(2) 生活援助員は、指定通所介護事業所等の職員の協力を得て、5 の (2)、(3) 及び (4) に定める事業を行うほか、居住部門の管理を行うものとする。

(3) なお、生活援助員は原則として、ホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講するものとする。

8 利用者の決定

市町村長は、利用対象者から居住部門についての事業の利用申請があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討したうえで、利用の可否を決定するものとする。なお、決定に当たっては、必要に応じ、地域ケア会議を活用することとする。

9 利用料

居住部門に係る利用料については、別表の 1 及び 2 の合算額による。

10 生活支援ハウスの設備及び構造

(1) 建物は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。（2）において同じ。）又は準耐火建築物（同上台 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。（2）において同じ。）とする。

(2) (1) の規定にかかわらず、市町村長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のアからウまでのいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての生活支援ハウスの建物であって、家裁に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等家裁が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人材を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(3) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものでなければならない。

(4) 生活支援ハウスには、指定通所介護事業所等の設備のほか、次の設備を設けなけ

ればならない。

ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合にあつて、利用者の処遇に支障がないときには、設備の一部を設けないことができる。

また、本通知の施行の際に生活支援ハウスが現に存する場合など、やむを得ない場合は、次の設備のうちイ、エ、オ及びクについては設けないことができる。

ア 居室 イ 相談室 ウ 集会室 エ 食堂 オ 調理室 カ 浴室

キ 洗濯室 ク 宿直室 ケ 便所、洗面所 コ 生活援助員室

(5) 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

ア 居室は、原則として個室とし、1居室の面積は18平方メートル以上とすること。

イ 居室部門には、居室のほか、少なくとも洗面所、便所、収納スペース及び調理設備を設けること。

ウ 居室には、ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けることとし、利用者には心身の状態に応じ「介護予防・生活支援事業」の緊急通報体制整備事業により緊急通報装置を貸与又は給付するものとする。

11 衛生管理等

(1) 生活支援ハウスは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

ア 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

(2) 生活支援ハウスは、当該生活支援ハウスにおいて感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知書が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

別表

生活支援ハウス居住部門利用料（月額）

1 生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

（平成 13 年 7 月から適用）

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 円 ～ 1,300,000 円	4,000 円
C	1,300,001 円 ～ 1,400,000 円	7,000 円
D	1,400,001 円 ～ 1,500,000 円	10,000 円
E	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
F	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
G	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
H	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
I	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
J	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
K	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
L	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
M	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
N	2,400,000 円以上	50,000 円

（注 1）対象収入等については、ケアハウスと同様の取り扱いとする。

（注 2）本改訂通知発出日時点において、既に入居している者、又は既に入居する契約を締結している者等については、平成 14 年 3 月 31 日までは上記の基準にかかわらず、30,000 円を利用者負担額の上限とする。

2 光熱水費の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。